

奈良県選挙管理委員会告示第六十八号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（昭和五十年十月奈良県選挙管理委員会告示第四十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

第二号様式中「氏名

㊦」を「氏名

」に改め、同様式に備考として次のように加える。

（備考）

公職の候補者等本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第三号様式中「氏名

㊦」を「氏名

」に改め、同様式に備考として次のように加える。

（備考）

1 代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2 「公職の候補者等の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際この規程による改正前の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第二号様式及び第三号様式による証票交付申請書で現に残存するものは、改正後の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することが

